

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

事業再生・企業再建支援資金

アーリーDIP、レイターDIP関連

地域経済の産業活力維持のため、技術力などから見て経済的または社会的に有用である事業の再生を支援します。

対象者

民事再生法などにに基づき、
事業再生を行う方

新たなスタートを応援します。

融資限度額

直接貸付

20億円

金利

長期固定

融資期間

アーリーDIP

設備資金・運転資金

原則 1年

(うち据置期間原則1年以内)

レイターDIP

設備資金 運転資金

10年以内 5年以内

(うち据置期間2年以内) (うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 事業再生・企業再建支援資金

アーリーDIP、レイトーDIP関連

ご利用いただける方

(1) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、次の①および②に当てはまる方（アーリーDIP）

- ① 次のイからハのいずれかに当てはまること
- イ．一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること
 - ロ．地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること
 - ハ．先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること
- ② 裁判所の許可などを受けた共益債権となること

(2) 次の①から③のすべてに当てはまる方（アーリーDIP（私的整理））

- ① 中小企業再生支援協議会などの関与の下で再生を行おうとしている方であって、全債権者の同意が得られる再生計画が策定される見込みがあるもの（第二会社方式により再生を図ろうとしている方を含む）
- ② 次のイからハのいずれかに当てはまること
- イ．一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること
 - ロ．地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること
 - ハ．先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること
- ③ すべての貸付債権に優先して弁済を受けることについて、取引金融機関の合意が得られていること

(3) 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、次の①および②に当てはまる方（レイトーDIP）

- ① 次のイからハのいずれかに当てはまること
- イ．一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること
 - ロ．地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること
 - ハ．先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること
- ② 事業の再建に際して、民間金融機関の金融支援が得られること

ご利用いただける資金（注1）

事業再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金

融資の条件（注2）

- 融資限度額 20億円
- 融資利率 基準利率（上限3.0%）
- 融資期間
- (1) に当てはまる方
1年（うち据置期間1年以内）
 - (2) に当てはまる方
1年（うち据置期間1年以内）
ただし、一定の要件を満たす場合
設備資金 10年以内（据置期間2年以内）
運転資金 5年以内（据置期間2年以内）
 - (3) に当てはまる方
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 5年以内（うち据置期間2年以内）
- その他 (1) に当てはまる方についてはご融資相当額の担保が必要です。

その他

直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

直接貸付
日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金および人材確保に必要な資金を含みます。

(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

 **日本政策金融公庫**
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 **0120-154-505**